

## 答 申

諮問第 1 4 7 号

### 第 1 審査会の結論

和歌山県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第 7 条第 2 号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、条例第 1 0 条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 2 6 年 1 2 月 4 日付け公委第 3 9 6 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 2 6 年 1 2 月 2 1 日付けで行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

公安委員会が削除を求める「開示請求人が」の記載から個人を特定することは不可能であり、条例第 7 条第 2 号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとはならない。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 条例第7条第2号に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とあるが、「開示請求人が」の記載から特定の個人を識別することはできないし、個人を特定することができないのであるから、本件開示請求について存否応答を拒否する必要性もない。
- (2) むやみに補正を求めることは、請求人の開示請求する趣旨を損なうおそれがある。新たな請求を行ったのは、補正に納得したのではなく、補正命令の指示から開示が判断されるまでの時間の経過という不利益を避けるためである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件開示請求の内容及び本件処分に至る経緯について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に、「開示請求人が」の記載があり、特定の個人を識別できる情報となり、このままでは非開示とせざるを得ないため、異議申立人に対し電話で口頭により、保有個人情報の開示請求の手続を教示し、開示請求内容の補正を求めたが、異議申立人は応じなかった。

##### 2 本件処分について

開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、本件開示請求について存否応答を拒否する決定とした。

### 3 その他

別途、異議申立人から「開示請求人が」の部分「和歌山県公安委員会が受理した」へと内容を一部補正した形で新たな開示請求が平成26年11月26日付けであり、平成26年12月25日に、部分開示決定を行っている。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、別紙のとおりであり、「開示請求人が、平成26年9月1日付けで行った苦情申出について」という記載があり、個人名を特定し、異議申立人が平成26年9月1日付けで苦情申出を行ったことが記載されている。

### 3 請求された公文書の存否に関する情報について

#### (1) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

#### (2) 条例第10条の解釈について

この規定は、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地

位その他正当な利益として保護される非開示情報であって、開示請求に対して当該情報の開示又は非開示を答えることによって、非開示として保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまう場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、請求内容から推し量られる情報が条例上保護すべき情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る情報が、非開示情報として保護すべき利益があること、及び②開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

#### 4 本件処分の妥当性について

##### (1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求に係る公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号で規定する非開示情報を開示することとなるから、条例第10条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記3(2)①②の2要件の該当性を検討する。

##### (2) 要件①の該当性について

前記2から、本件開示請求に係る情報は、開示請求書中「開示請求人が、平成26年9月1日付けで行った苦情申出について」の記載から特定の個人が行った苦情申出の情報であり、条例第7条第2号により非開示情報として保護すべき個人に関する情報であることは明らかである。

##### (3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求に係る公文書があるという開示決定を行えば、開示請求人すなわち異議申立人が、平成2

6年9月1日付けで実施機関に苦情申出を行った事実の存在を答えることになり、また開示請求に係る公文書がないという非開示決定を行えば、異議申立人が平成26年9月1日付けで実施機関に苦情申出を行った事実は存在しないことを答えることになる。いずれにしても、特定の個人が実施機関に苦情申立てを行ったか否かという、当該特定個人に係る情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が、条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

5 その他

もっとも、情報公開制度は、県民等の請求に応じて実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。実施機関は、補正に関して、情報公開制度の理念を尊重し、書面により対応するよう留意すべきである。

6 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年1月15日	○諮問（実施機関）
平成27年1月22日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年2月3日	○異議申立人からの意見書を受理

平成28年3月1日	○審議
平成28年3月8日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年3月15日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年4月26日	○審議
平成28年5月24日	○審議
平成28年6月7日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成26年11月21日	開示請求人が、平成26年9月1日付けで行った苦情申出について、警察本部を通じ、橋本警察署長に調査を指示したところ、今回の「一時停止標識」については、適法に設置されたものであり、視認性についても問題は認められない理由が分かる情報。